

# 公表資料

令和7年12月4日  
柏市財政部市民税課

## 市民税課における固定資産税の名寄帳の誤交付について

### 1 概要

令和7年11月25日に、柏市財政部市民税課において、個人（以下「B」という。）の住所、氏名、不動産の所在地及び税額等が記載されている固定資産税の名寄帳兼（補充）課税台帳を、誤って同姓同名の方の代理人（以下「A」という。）に対して交付したもの。

### 2 経緯

- (1) 令和7年11月25日 午後2時頃  
Aへ誤って、Bの名寄帳兼（補充）課税台帳を交付
- (2) 同日 午後3時40分  
Aから、申請した方とは別のBの証明書が誤交付されているのではないかと窓口受託者へ電話連絡があった。
- (3) 同日 午後3時45分  
窓口受託者より、市職員へ誤交付について報告があった。
- (4) 同日 午後3時50分  
誤交付であることを確認後、Aへ証明書誤交付の謝罪と証明書回収について窓口受託業者より電話連絡
- (5) 同日 午後4時  
所属長へ報告
- (6) 同日 午後4時15分  
Bへ電話にてお詫びに伺いたい旨を伝え、了承を得た。
- (7) 同日 午後4時30分  
Aから誤交付した証明書を回収した。
- (8) 同日 午後4時30分  
Bのご自宅を、所属長及び担当者2名で訪問。

経緯、原因、誤交付した証明書を回収済みであることを説明するとともに、謝罪した。

### 3 原因

税証明を交付する際は、発行した窓口受託者と市職員との2名でチェックを行っているが、不十分であったため。

### 4 再発防止策

税証明書発行にあたっては、発行を行う窓口受託者と市職員において、細心の注意を払ってチェックを行うことについて、課内の全職員へ周知し、徹底する。  
併せてマニュアルの見直しを図り、再発防止に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市 財政部 市民税課

電話 04-7168-1612